

告示

埼玉県告示第千四十一号

次の軽油引取税免税証は、亡失したので、亡失の日から無効とする。

令和二年九月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

免税証の種類	免税証の記号及び番号	枚数	用途	有効期間
	11J026306	一	船舶	
	一〇〇〇〇			
免税証に記載された販売業者の所在地及び氏名又は名称				
千葉県銚子市潮見町十五番地				
株式会社銚子マリーナ				
免税証を交付した事務所				
埼玉県春日部県税事務所				
亡失年月日				
令和二年五月十五日				